

兵庫県公報

令和4年6月24日 金曜日 第322号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和4年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定（水大気課）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（同）	7
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	10
教育委員会規則	
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する等の規則	10
公安委員会規則	
○ 水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	11
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	11
○ 認定高齢者講習の適合	12
○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定	18
○ 指定講習機関の指定	24
正 誤	
○ 令和4年5月27日付け兵庫県公報第314号中	25

公布された法令のあらまし

- ◎教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する等の規則（教育委員会規則第10号）
教育職員免許法の一部改正により、教員免許更新制が廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第7号）
水難事故等の防止に関する条例の一部改正に伴い、呼気の検査の方法を定める等所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第771号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和5年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修業 年限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 20人 程度 (うち県 内優先 枠10人 程度)	1年	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第21条各号のいずれかに 該当する女子(本学院 入学時において該当する 見込みの者を含む。)	第1次試験 令和5年1月10日(火) 午前9時50分から	学科試験 基礎看護学・小児 看護学・母性看護学
				第2次試験 令和5年1月11日(水) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接 (第1次試験合格者 に限る。)
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 40人 程度	3年	准看護師として3年以 上業務に従事している者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)又は学校教育法第 90条第1項の規定に該当 する(本学院入学時にお いて該当する見込みの者 を含む。)准看護師(本 学院入学時において当該 免許を取得している見込 みの者を含む。)	学科試験 令和5年1月12日(木) 午前9時50分から 面接 令和5年1月13日(金) 午前9時30分から	1 学科試験 (1) 専門基礎科目・ 専門科目(准看護 師試験に準ずる。 看護実践に必要な 数学を含む。) (2) 国語(近代以降 の文章) 2 面接
歯科衛生 学科	推薦 20人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は 中等教育学校を令和5 年3月卒業見込みで当 該学校長が推薦した者 2 調査書の学習成績概 評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず 本学院に入学し、卒業 後、県内に勤務する予 定の者	学科試験 令和4年11月10日(木) 午前9時45分から 面接 令和4年11月11日(金) 午前9時00分から	1 学科試験 国語(近代以降の 文章) 2 面接
	一般 20人 程度	3年	学校教育法第90条第1 項の規定に該当する者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)	第1次試験 令和5年1月12日(木) 午前9時50分から 第2次試験 令和5年1月13日(金) 午前9時30分から	学科試験 (1) 国語(近代以降の 文章) (2) 英語 面接(第1次試験合格 者に限る。)

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において、令和4年7月11日(月)から同年12月9日(金)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間（いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	令和4年11月28日（月）から同年12月9日（金）まで
看護学科2年課程（定時制）	一般	令和4年11月28日（月）から同年12月9日（金）まで
歯科衛生学科	推薦	令和4年10月26日（水）から同年11月1日（火）まで
	一般	令和4年11月28日（月）から同年12月9日（金）まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円（定額小為替）

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話（078）733-6611（代表）



兵庫県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

西山・柳沢東土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

池 奥 義 和

淡路市多賀1807番地

同

榎 谷 宏

同 市柳澤乙145番地

同

岩 上 登

同 市柳澤乙586番地2

同

上 崎 勝

同 市多賀1647番地3

同

奥 雅 行

同 市志筑3833番地10

同

金 津 好 男

同 市柳澤丙31番地

同

加 茂 孝 明

同 市多賀1216番地1

同

高 崎 泰 史

同 市多賀2026番地

同

田 中 高 夫

同 市多賀1796番地

同

禾 野 雅 一

同 市多賀1474番地

同

平 山 忠 雄

同 市柳澤乙700番地1

同

藤 本 明 彦

同 市柳澤乙192番地

同

榎 谷 好 彦

同 市柳澤乙147番地

同

渡 邊 昌 彦

同 市多賀1119番地13

同

奥 野 洋 一

同 市柳澤丙292番地

監 事

廣 田 勝 久

同 市柳澤乙420番地

同

古土井 行 壽

同 市柳澤乙723番地

同

杉 本 公 昭

同 市多賀1922番地



兵庫県告示第773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

照来土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	山本清孝	美方郡新温泉町塩山846番地



兵庫県告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

後川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	倉高世	丹波篠山市後川上444番地1



兵庫県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市西盛土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩本正夫	神戸市西区押部谷町西盛627番地
同	上谷寛治	同 市同区押部谷町西盛620番地の1
同	秦亮人	同 市同区押部谷町西盛442番地
同	平井武久	同 市同区押部谷町西盛122番地
同	藤谷茂	同 市同区押部谷町西盛599番地
同	藤本政良	同 市同区押部谷町西盛139番地
同	村主清家	同 市同区押部谷町西盛741番地の1
同	野喜代志	同 市同区押部谷町西盛740番地の1
監事	岩本傑	同 市同区押部谷町西盛248番地
同	上谷健一	同 市同区富士見が丘2丁目8番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	平井武久	神戸市西区押部谷町西盛122番地
同	上谷寛治	同 市同区押部谷町西盛620番地の1
同	藤谷茂	同 市同区押部谷町西盛599番地
同	村主清家	同 市同区押部谷町西盛741番地の1
同	秦亮人	同 市同区押部谷町西盛442番地
同	岩本傑	同 市同区押部谷町西盛248番地
同	藤本重隆	同 市同区押部谷町西盛119番地
同	平井博文	同 市同区押部谷町西盛329番地の1
監事	上谷健一	同 市同区富士見が丘2丁目8番地の2
同	平井智仁	同 市同区押部谷町西盛298番地の2



兵庫県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の

届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

甲山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	尾田伸也	姫路市仁豊野334番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	泥信幸	姫路市豊富町御蔭1178番地2



兵庫県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

野上土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西垣富夫	豊岡市野上360番地
同	松本秀雄	同 市野上1140番地
同	伊崎辰夫	同 市野上1123番地
同	安井政美	同 市森45番地
同	伊崎勇	同 市宮島165番地の1
同	伊崎博之	同 市野上120番地
同	小崎芳宏	同 市野上561番地の1
同	阪井裕	同 市赤石381番地
監事	岡隆志	同 市野上375番地
同	嶋田恒夫	同 市下鶴井1910番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西垣富夫	豊岡市野上360番地
同	小崎哲男	同 市野上123番地
同	小谷正行	同 市赤石220番地
同	富田高啓	同 市野上1122番地
同	村田達哉	同 市野上102番地
同	北村幸宏	同 市野上1138番地
同	嶋田恒夫	同 市下鶴井1910番地の1
同	安井政美	同 市森45番地
監事	小崎富士夫	同 市野上569番地
同	村田正次	同 市宮島219番地



兵庫県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

吹土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	波々伯部 富一	丹波篠山市吹新85番地
同	河 南 高 博	同 市東吹798番地 4
同	溝 端 薫	同 市西吹229番地
同	稻 山 恒 夫	同 市東吹1466番地
同	河 南 伸	同 市東吹895番地 1
同	河 南 秀 樹	同 市網掛40番地 1
同	西 川 政 司	同 市東古佐204番地
監 事	佐 圓 隆	同 市杉111番地
同	小 前 扶 元	同 市宇土576番地 1
同	柳 澤 文 隆	同 市西吹304番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	波々伯部 富一	丹波篠山市吹新85番地
同	溝 端 薫	同 市西吹229番地
同	河 南 伸	同 市東吹895番地 1
同	谷 垣 英 彦	同 市東吹1055番地
同	小 前 登	同 市宇土565番地
同	河 南 秀 樹	同 市網掛40番地 1
同	河 南 道 治	同 市東古佐88番地
監 事	加賀野 宏 和	同 市東吹600番地
同	佐 圓 隆	同 市杉111番地
同	荻 野 芳 伸	同 市西吹146番地
同	栗 野 祐 子	同 市細工所15番地



兵庫県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

笹野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	八 木 正 邦	たつの市新宮町上笹1144番地 1
同	山 本 義 一	同 市新宮町上笹716番地 1
同	谷 郷 滋	同 市新宮町上笹220番地 4
同	石 井 俊 昭	同 市新宮町上笹772番地
同	岡 村 清 治	同 市新宮町下笹351番地
同	田 渕 守	同 市新宮町下笹102番地
同	堀 秀 三	同 市新宮町下野554番地 2
同	井 戸 正 義	同 市新宮町下野408番地
監 事	八 木 義 弘	同 市新宮町下野411番地 2
同	西 村 洋 二	同 市新宮町上笹1203番地 2
同	森 本 正 幸	同 市新宮町下笹389番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	八 木 正 邦	たつの市新宮町上笹1144番地 1
同	橋 本 芳 行	同 市新宮町上笹789番地 1
同	谷 郷 滋	同 市新宮町上笹220番地 4

同	石井俊昭	同	市新宮町上笹772番地
同	岡村清治	同	市新宮町下笹351番地
同	田渕守	同	市新宮町下笹102番地
同	天本雅剛	同	市新宮町下野557番地1
同	堀讓	同	市新宮町下野229番地1
監事	八木義弘	同	市新宮町下野411番地2
同	西村洋二	同	市新宮町上笹1203番地2
同	森本正幸	同	市新宮町下笹389番地
同	山口賢三	同	市新宮町下笹116番地



兵庫県告示第780号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市桑津一丁目520番6の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第781号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
所長 増田健之
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		66号 電気めつき施設 (No. 1)	
能	力	12m ³ /日		3.5m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後20日		着手後6日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 ^{ひん} の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1～5	1～5	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	240	300	4	5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	130	160	4	5
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1	10	1	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	36	50	0.5	0.6
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	220	270	—	—
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.005未満	0.005
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	70	90	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	36	50	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		4	12	3	3.5

備考 汚水等は、外部委託処理又は公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

66号 電気めつき施設 (No. 2)	
14m ³ /分	
同 左	
着手後20日	
同 左	
同 左	
同 左	
通常	最大
4～7	4～7
12	12
2	2
12	15
0.7	4
3	6
0.1未満	1
1	2
0.6	1
2	14

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年6月24日から同年7月15日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室



兵庫県告示第782号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年6月24日

北播磨県民局長 橋本 正人

- 1 重要調整池の所在地
多可郡多可町中区高岸字五反田9番1 外8筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社タイネクス	多可郡多可町八千代区下野間684番地の3	田井 三治

教育委員会規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年6月24日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原 俊平

兵庫県教育委員会規則第10号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する等の規則

（教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正）

第1条 教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年3月13日教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）の項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）の項を削る。

第3条中「第6条第1項及び第4項」を「第6条第1項から第3項まで」に改める。

第8条の2中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第9条中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

第18条から第23条までを次のように改める。

第18条から第23条まで 削除

（免許状更新講習に関する規則の廃止）

第2条 免許状更新講習に関する規則（平成21年3月31日教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

公安委員会規則

水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

兵庫県公安委員会

委員長 小西 新右衛門

兵庫県公安委員会規則第7号

水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水難事故等の防止に関する条例施行規則（平成7年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条を第17条とする。

第13条中「第17条」を「第19条」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第15条 条例第22条の規定により、明石市の区域にあつては、条例第15条第1項の規定（同項に規定する行為が明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例（令和4年明石市条例第3号）第9条第1項に規定する遊泳者安全区域における同条例第10条に規定する危険行為に該当する場合に限る。）は、適用しない。

（アルコールの程度）

第16条 条例第26条の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。

第12条第1項中「第16条」を「第18条」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（呼気検査の方法）

第12条 条例第17条第1項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

様式第10号中「第12条」を「第13条」に、「第16条」を「第18条」に改める。

様式第11号から様式第13号までの様式中「第13条」を「第14条」に、「第17条」を「第19条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第154号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項に規定する地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和4年6月2日付けで解いたので、公示する。

令和4年6月24日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
木 村 都志子	生田警察署の管轄区域



兵庫県公安委員会告示第155号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり令和4年6月2日付けで地域交通安全活動推進委員の委嘱をしたので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

令和4年6月24日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
幸神泰子	生田警察署 (078) 333-0110	生田警察署の管轄区域



兵庫県公安委員会告示第156号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、自動車教習所である施設その他の施設において行う同項に規定する運転免許取得者等教育が同項各号のいずれにも適合している旨の認定（以下「認定」という。）をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年6月24日

兵庫県公安委員会
委員長 小西 新右衛門

1 認定をした法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

認定をした法人の名称 (住所)	使用する施設の名称	代表者の氏名
	所在地	
相生振興株式会社 (兵庫県相生市那波野336番地)	相生自動車教習所	福岡弘崇
	兵庫県相生市那波野336番地	
アイジー興産株式会社 (神戸市垂水区青山台5丁目4番3号)	ジェームス山自動車学院	井植貞雄
	神戸市垂水区青山台5丁目4番3号	
	ジェームス山自動車学院学園都市校	
	神戸市西区学園東町8丁目1番地	
株式会社アイン・カースクール (神戸市西区岩岡町野中824番地1)	アイン・カースクール	黒澤亨
	神戸市西区岩岡町野中824番地1	
アスモ株式会社 (大阪市中央区谷町2丁目6番5号)	尼崎ドライブスクール	小谷輝夫
	兵庫県尼崎市北初島町13番地	

有限会社網干自動車教習所 (兵庫県姫路市網干区高田108番地)	網干自動車教習所	廣橋一成
	兵庫県姫路市網干区高田108番地	
尼ヶ崎企業株式会社 (兵庫県尼崎市杭瀬北新町3丁目2番3号)	杭瀬自動車学校	上山直英
	兵庫県尼崎市杭瀬北新町3丁目2番3号	
株式会社E I C (神戸市須磨区車字仏坂811番地1)	北須磨ドライビングスクール	中元恵一
	神戸市須磨区車字梨川750番地	
株式会社オオキコーポレーション (兵庫県赤穂市北野中11番地)	赤穂自動車教習所	大木慶生
	兵庫県赤穂市北野中359番地の6	
株式会社小野自動車教習所 (兵庫県小野市王子町806番地)	小野自動車教習所	小林武彦
	兵庫県小野市王子町806番地	
株式会社加古川自動車教習所 (兵庫県加古川市山手1丁目1番1号)	加古川自動車教習所	中尾和彦
	兵庫県加古川市山手1丁目1番1号	
株式会社加西自動車学院 (兵庫県加西市殿原町620番地)	加西自動車学院	青山涼平
	兵庫県加西市殿原町620番地	
	加東自動車教習所	
	兵庫県加東市松沢字依藤761番地の5	
鹿島興産株式会社 (兵庫県高砂市春日野町2番60号)	播磨自動車教習所	山本広高
	兵庫県高砂市春日野町2番60号	

株式会社香住自動車教習所 (兵庫県美方郡香美町香住区加鹿野1番地)	香住自動車教習所	中井信任
	兵庫県美方郡香美町香住区加鹿野1番地	
有限会社ケーディエス (兵庫県姫路市仁豊野5丁目520番地)	関西ドライビングスクール	中尾亨
	兵庫県姫路市仁豊野5丁目520番地	
株式会社甲子園オートセンター (兵庫県西宮市高須町1丁目3番1号)	甲子園自動車教習所	上山直英
	兵庫県西宮市高須町1丁目3番1号	
株式会社神戸西インター自動車学校 (神戸市西区見津が丘1丁目25番地)	神戸西インター自動車学校	吉村充司
	神戸市西区見津が丘1丁目25番地	
コベルコ教習所株式会社 (兵庫県明石市大久保町八木740番地)	コベルコ教習所	林憲彦
	兵庫県明石市大久保町八木740番地	
株式会社篠山自動車教習所 (兵庫県丹波篠山市池上569番地)	篠山自動車教習所	小河吉彦
	兵庫県丹波篠山市池上569番地	
株式会社三田自動車学院 (兵庫県三田市志手原1147番地の1)	三田自動車学院	辻清吾
	兵庫県三田市志手原1147番地の1	
山陽起業株式会社 (兵庫県姫路市北条字川原前986番地)	兵庫県山陽自動車教習所	山中正代
	兵庫県姫路市北条字川原前986番地	

株式会社新神戸ドライビングスクール (東京都豊島区南大塚3丁目46番3号)	神戸ドライビングスクール	吉村充司
	神戸市北区緑町3丁目6番1号	
	西脇自動車教習所	
	兵庫県西脇市板波町700番地	
有限会社兵庫県洲本自動車教習所 (兵庫県洲本市塩屋2丁目1番57号)	兵庫県洲本自動車教習所	後藤忠毅
	兵庫県洲本市塩屋2丁目1番57号	
株式会社西播自動車教習所 (兵庫県姫路市西今宿6丁目1番25号)	西播自動車教習所	岸元俊朗
	兵庫県姫路市西今宿6丁目1番25号	
株式会社大陽猪名川自動車学校 (兵庫県川辺郡猪名川町紫合字釘貫733番地)	大陽猪名川自動車学校	成田孝明
	兵庫県川辺郡猪名川町紫合字釘貫733番地	
龍野自動車学院株式会社 (兵庫県たつの市神岡町大住寺字奈良谷1009番地の1)	龍野自動車学院	田上龍太郎
	兵庫県たつの市神岡町大住寺字奈良谷1009番地の1	
有限会社淡陽自動車教習所 (兵庫県洲本市物部1丁目17番52号)	春日自動車教習所氷上校	番所利行
	兵庫県丹波市氷上町横田5番地	
	春日自動車教習所	
	兵庫県丹波市春日町黒井921番地	
	淡陽自動車教習所	
	兵庫県洲本市物部1丁目17番52号	

株式会社東播自動車教習所 (兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目2番5号)	東播自動車教習所	山口勝英
	兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目2番5号	
株式会社豊岡自動車教習所 (兵庫県豊岡市日撫312番地)	豊岡自動車教習所	山口喬
	兵庫県豊岡市日撫312番地	
株式会社アールドライバーズ西北 (兵庫県西宮市山口町名来1225番地1)	西宮北ドライバースクール	高士雅次
	兵庫県西宮市山口町名来1225番地1	
社会福祉法人白鷺園 (兵庫県姫路市御立北3丁目17番1号)	姫路中央自動車学院	紺谷清春
	兵庫県姫路市本町68番地	
株式会社阪神自動車学院 (兵庫県伊丹市池尻7丁目193番地)	阪神自動車学院	古田孝雄
	兵庫県伊丹市池尻7丁目193番地	
株式会社阪神ライディングスクール (兵庫県尼崎市大物町1丁目1番1号)	阪神ライディングスクール	有馬君俊
	兵庫県尼崎市大物町1丁目1番1号	
株式会社姫路南自動車学院 (兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目200番地)	姫路南自動車学院	北野耕司
	兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目200番地	

学校法人兵庫県自動車学校 (兵庫県西宮市深津町4番30号)	兵庫県自動車学校西宮本校	稲吉純一
	兵庫県西宮市深津町4番30号	
	兵庫県自動車学校明石校	
	兵庫県明石市荷山町1649番地の4	
	兵庫県自動車学校姫路校	
	兵庫県姫路市花田町一本松25番地	
株式会社兵庫県三原自動車教習所 (兵庫県南あわじ市賀集八幡358番地)	兵庫県三原自動車教習所	宮本慶太
	兵庫県南あわじ市賀集八幡358番地	
株式会社福崎インター自動車学校 (兵庫県神崎郡福崎町山崎20番地)	福崎インター自動車学校	中農一也
	兵庫県神崎郡福崎町山崎20番地	
平和産業株式会社 (神戸市長田区菅原通6丁目2番地)	六甲アイランドカースクール	水山裕中
	神戸市東灘区向洋町6丁目8番	
株式会社北播ドライビングスクール (兵庫県多可郡多可町中区牧野143番地の11)	北播ドライビングスクール	大西ゆかり
	兵庫県多可郡多可町中区牧野143番地の11	
株式会社山崎自動車教習所 (兵庫県宍粟市山崎町千本屋169番地)	山崎自動車教習所	西村昭三
	兵庫県宍粟市山崎町千本屋169番地	
株式会社リエゾンドライビングスクール (神戸市東灘区向洋町東4丁目2番)	リエゾンドライビングスクール	田部秀樹
	神戸市東灘区向洋町東4丁目2番	

利昌エンタープライズ株式会社 (兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1番13号)	武庫川自動車学園	阪本恭三
	兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1番13号	
株式会社和田山自動車教習所 (兵庫県朝来市和田山町土田727番地)	和田山自動車教習所	藤原哲也
	兵庫県朝来市和田山町土田727番地	

2 認定をした課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程

3 認定をした課程の名称

認定高齢者講習

4 認定をした年月日

令和4年5月13日



兵庫県公安委員会告示第157号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、自動車教習所である施設その他の施設において行う同項に規定する運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合している旨の認定（以下「認定」という。）をしたので、同条第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年6月24日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 認定をした法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

認定をした法人の名称 (住所)	使用する施設の名称	代表者の氏名
	所在地	
相生振興株式会社 (兵庫県相生市那波野336番地)	相生自動車教習所	福岡弘崇
	兵庫県相生市那波野336番地	

アイジー興産株式会社 (神戸市垂水区青山台5丁目4番3号)	ジェームス山自動車学院	井植貞雄
	神戸市垂水区青山台5丁目4番3号	
	ジェームス山自動車学院学園都市校	
	神戸市西区学園東町8丁目1番地	
株式会社アイン・カースクール (神戸市西区岩岡町野中824番地1)	アイン・カースクール	黒澤亨
	神戸市西区岩岡町野中824番地1	
アスモ株式会社 (大阪市中央区谷町2丁目6番5号)	尼崎ドライブスクール	小谷輝夫
	兵庫県尼崎市北初島町13番地	
有限会社網干自動車教習所 (兵庫県姫路市網干区高田108番地)	網干自動車教習所	廣橋一成
	兵庫県姫路市網干区高田108番地	
尼ヶ崎企業株式会社 (兵庫県尼崎市杭瀬北新町3丁目2番3号)	杭瀬自動車学校	上山直英
	兵庫県尼崎市杭瀬北新町3丁目2番3号	
株式会社E I C (神戸市須磨区車字仏坂811番地1)	北須磨ドライビングスクール	中元恵一
	神戸市須磨区車字梨川750番地	
株式会社オオキコーポレーション (兵庫県赤穂市北野中11番地)	赤穂自動車教習所	大木慶生
	兵庫県赤穂市北野中359番地の6	
株式会社小野自動車教習所 (兵庫県小野市王子町806番地)	小野自動車教習所	小林武彦
	兵庫県小野市王子町806番地	

株式会社加古川自動車教習所 (兵庫県加古川市山手1丁目1番1号)	加古川自動車教習所	中尾和彦
	兵庫県加古川市山手1丁目1番1号	
株式会社加西自動車学院 (兵庫県加西市殿原町620番地)	加西自動車学院	青山涼平
	兵庫県加西市殿原町620番地	
	加東自動車教習所	
	兵庫県加東市松沢字依藤761番地の5	
鹿島興産株式会社 (兵庫県高砂市春日野町2番60号)	播磨自動車教習所	山本広高
	兵庫県高砂市春日野町2番60号	
株式会社香住自動車教習所 (兵庫県美方郡香美町香住区加鹿野1番地)	香住自動車教習所	中井信任
	兵庫県美方郡香美町香住区加鹿野1番地	
有限会社ケーディエス (兵庫県姫路市仁豊野5丁目520番地)	関西ドライビングスクール	中尾亨
	兵庫県姫路市仁豊野5丁目520番地	
株式会社甲子園オートセンター (兵庫県西宮市高須町1丁目3番1号)	甲子園自動車教習所	上山直英
	兵庫県西宮市高須町1丁目3番1号	
株式会社神戸西インター自動車学校 (神戸市西区見津が丘1丁目25番地)	神戸西インター自動車学校	吉村充司
	神戸市西区見津が丘1丁目25番地	
コベルコ教習所株式会社 (兵庫県明石市大久保町八木740番地)	コベルコ教習所	林憲彦
	兵庫県明石市大久保町八木740番地	

株式会社篠山自動車教習所 (兵庫県丹波篠山市池上569番地)	篠山自動車教習所	小河吉彦
	兵庫県丹波篠山市池上569番地	
株式会社三田自動車学院 (兵庫県三田市志手原1147番地の1)	三田自動車学院	辻清吾
	兵庫県三田市志手原1147番地の1	
山陽起業株式会社 (兵庫県姫路市北条字川原前986番地)	兵庫県山陽自動車教習所	山中正代
	兵庫県姫路市北条字川原前986番地	
株式会社新神戸ドライビングスクール (東京都豊島区南大塚3丁目46番3号)	神戸ドライビングスクール	吉村充司
	神戸市北区緑町3丁目6番1号	
	西脇自動車教習所	
	兵庫県西脇市板波町700番地	
有限会社兵庫県洲本自動車教習所 (兵庫県洲本市塩屋2丁目1番57号)	兵庫県洲本自動車教習所	後藤忠毅
	兵庫県洲本市塩屋2丁目1番57号	
株式会社西播自動車教習所 (兵庫県姫路市西今宿6丁目1番25号)	西播自動車教習所	岸元俊朗
	兵庫県姫路市西今宿6丁目1番25号	
株式会社大陽猪名川自動車学校 (兵庫県川辺郡猪名川町紫合字釘貫733番地)	大陽猪名川自動車学校	成田孝明
	兵庫県川辺郡猪名川町紫合字釘貫733番地	
龍野自動車学院株式会社 (兵庫県たつの市神岡町大住寺字奈良谷1009番地の1)	龍野自動車学院	田上龍太郎
	兵庫県たつの市神岡町大住寺字奈良谷1009番地の1	

有限会社淡陽自動車教習所 (兵庫県洲本市物部1丁目17番52号)	春日自動車教習所氷上校	番所利行
	兵庫県丹波市氷上町横田5番地	
	春日自動車教習所	
	兵庫県丹波市春日町黒井921番地	
	淡陽自動車教習所	
	兵庫県洲本市物部1丁目17番52号	
株式会社東播自動車教習所 (兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目2番5号)	東播自動車教習所	山口勝英
	兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目2番5号	
株式会社豊岡自動車教習所 (兵庫県豊岡市日撫312番地)	豊岡自動車教習所	山口喬
	兵庫県豊岡市日撫312番地	
株式会社アールドライバーズ西北 (兵庫県西宮市山口町名来1225番地1)	西宮北ドライバーズスクール	高土雅次
	兵庫県西宮市山口町名来1225番地1	
社会福祉法人白鷺園 (兵庫県姫路市御立北3丁目17番1号)	姫路中央自動車学院	紺谷清春
	兵庫県姫路市本町68番地	
株式会社阪神自動車学院 (兵庫県伊丹市池尻7丁目193番地)	阪神自動車学院	古田孝雄
	兵庫県伊丹市池尻7丁目193番地	
株式会社阪神ライディングスクール (兵庫県尼崎市大物町1丁目1番1号)	阪神ライディングスクール	有馬君俊
	兵庫県尼崎市大物町1丁目1番1号	

株式会社姫路南自動車学院 (兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目200番地)	姫路南自動車学院	北野耕司
	兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目200番地	
学校法人兵庫県自動車学校 (兵庫県西宮市深津町4番30号)	兵庫県自動車学校西宮本校	稲吉純一
	兵庫県西宮市深津町4番30号	
	兵庫県自動車学校明石校	
	兵庫県明石市荷山町1649番地の4	
	兵庫県自動車学校姫路校	
株式会社兵庫県三原自動車教習所 (兵庫県南あわじ市賀集八幡358番地)	兵庫県三原自動車教習所	宮本慶太
	兵庫県南あわじ市賀集八幡358番地	
株式会社福崎インター自動車学校 (兵庫県神崎郡福崎町山崎20番地)	福崎インター自動車学校	中農一也
	兵庫県神崎郡福崎町山崎20番地	
平和産業株式会社 (神戸市長田区菅原通6丁目2番地)	六甲アイランドカースクール	水山裕中
	神戸市東灘区向洋町6丁目8番	
株式会社北播ドライビングスクール (兵庫県多可郡多可町中区牧野143番地の11)	北播ドライビングスクール	大西ゆかり
	兵庫県多可郡多可町中区牧野143番地の11	
株式会社山崎自動車教習所 (兵庫県宍粟市山崎町千本屋169番地)	山崎自動車教習所	西村昭三
	兵庫県宍粟市山崎町千本屋169番地	

株式会社リエゾンドライビングスクール (神戸市東灘区向洋町東4丁目2番)	リエゾンドライビングスクール	田部秀樹
	神戸市東灘区向洋町東4丁目2番	
利昌エンタープライズ株式会社 (兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1番13号)	武庫川自動車学園	阪本恭三
	兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1番13号	
株式会社和田山自動車教習所 (兵庫県朝来市和田山町土田727番地)	和田山自動車教習所	藤原哲也
	兵庫県朝来市和田山町土田727番地	

2 認定をした方法の区分

- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第1条第1号に掲げる方法
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法

3 認定をした方法の名称

認定をした方法の名称は、次に掲げる方法の区分に応じて、それぞれに定めるものとする。

- (1) 規則第1項第1号に掲げる方法 認定認知機能検査
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 認定運転技能検査

4 認定をした年月日

令和4年5月13日



兵庫県公安委員会告示第158号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項に規定する指定講習機関に関し、同項の規定による指定(以下「指定」という。)をしたので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年6月24日

兵庫県公安委員会
委員長 小西 新右衛門

1 指定を行った法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

指定を行った法人の名称 (住所)	業務を行う事業所の名称	代表者の氏名
	所在地	
有限会社網干自動車教習所 (兵庫県姫路市網干区高田108番地)	網干自動車教習所	廣橋一成
	兵庫県姫路市網干区高田108番地	

鹿島興産株式会社 (兵庫県高砂市春日野町2番60号)	播磨自動車教習所	山本広高
	兵庫県高砂市春日野町2番60号	
株式会社新神戸ドライビングスクール (東京都豊島区南大塚3丁目46番3号)	西脇自動車教習所	吉村充司
	兵庫県西脇市板波町700番地	
有限会社兵庫県洲本自動車教習所 (兵庫県洲本市塩屋2丁目1番57号)	兵庫県洲本自動車教習所	後藤忠毅
	兵庫県洲本市塩屋2丁目1番57号	
株式会社東播自動車教習所 (兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目2番5号)	東播自動車教習所	山口勝英
	兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目2番5号	
株式会社和田山自動車教習所 (兵庫県朝来市和田山町土田727番地)	和田山自動車教習所	藤原哲也
	兵庫県朝来市和田山町土田727番地	

- 2 指定を行った特定講習の種別
若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。）
- 3 指定を行った年月日
令和4年5月13日

正 誤

○令和4年5月27日付け（兵庫県公報第314号）

目次中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	16	道路の位置変更（中播磨県民センター）	道路の位置指定（中播磨県民センター）